政令第百二十七号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年四月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第一章中同条の次に次の二条を加える。

第三条　法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。

第三条の二　法第十三条第二項第一号の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は講習会の実施者（以下この条において「設置者等」という。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」という。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

法第第十三条第二項第一号の指定を受けた施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十五第二項第二号の項中「いう。」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十一条の五の二十五第二項第三号	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設の設置者

第四十五条の三第一項中「の規定による助言」の下に「、法第十三条第二項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等」を加え、「第二節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び」を削り、同条第八項中「児童相談所長」と」の下に「、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中「という。）」とあるのは「という。）又は第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「、指定都市の長又は児童相談所設置市の市長」と、法第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十七第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と」を加える。

（医療法施行令の一部改正）

第二条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第七条第一項の項から第十二条第二項の項まで、第十五条第三項の項及び第十六条但書の項を削り、同表第二十三条の二の項及び第二十四条第一項の項を次のように改める。

第二十三条の二	その開設者	主務大臣
	その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる	その人員の増員を申し出、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を申し出る
第二十四条第一項	その開設者	主務大臣
	使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずる	使用の制限若しくは停止を申し出、又は期限を定めて、その修繕若しくは改築を申し出る

第一条の表第二十七条の項を削り、同表第二十八条の項を次のように改める。

第二十八条	開設者	主務大臣
	命ずる	申し出る

第二条第二項中「第七十一条の三第一項」を「第七十一条の四第一項」に改める。